

国住指第 150 号
国住参建第 1574 号
令和 7 年 6 月 30 日

国土交通省 住宅局 建築指導課長
参事官（建築企画担当）
（公 印 省 略）

大臣認定を取得した防耐火構造の外壁等について
認定仕様に記載のない断熱材を充てんして建築することに関する注意喚起

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 68 条の 25 の規定に基づく大臣認定を取得した防耐火構造については、認定書別添に定める仕様（以下「認定仕様」という。）に適合しないと、防耐火構造の性能上の問題が生じるおそれがあります。このため、大臣認定を取得した防耐火構造を用いて建築する際には、必ず認定仕様に適合させなければなりません。

防耐火構造の外壁等の大臣認定においては、認定仕様において充てん断熱材が記載されていないものがあります。一方で、昨今では、建築物の省エネ性能向上のためなどから、外壁等の中に断熱材を充てんして建築する例が見られるところです。

認定仕様に充てん断熱材が記載されていない外壁等に、認定仕様に記載のない断熱材を充てんして建築した場合には、防耐火構造の性能上の問題が生じるおそれがあることから、下記のとおり注意点をお知らせいたします。なお、断熱改修等においても、同様の注意をお願いします。

貴職におかれては、貴局指定の指定確認検査機関に対しても、この旨周知方お願いします。

なお、都道府県建築行政主務部長及び特定行政庁並びに国土交通大臣指定又は都道府県知事指定の指定確認検査機関に対しても、この旨周知していることを申し添えます。

記

1. 断熱材を充てんする場合には性能評価及び大臣認定を取得すること

認定仕様として充てん断熱材が記載されていない防耐火構造の外壁等において、充てん断熱材を施工しようとする場合には、当該充てん断熱材を施工することによって、防耐火構造の性能上の問題が生じないように、施工者や製造者等があらかじめ指定性能評価機関で性能評価を受けた上で、大臣認定仕様に充てん断熱材を含む形で、大臣認定を取得する必要があります。

無機系の充てん断熱材の使用などで性能向上すると考える場合でも、性能評価を受けた上で、大臣認定を取得する必要があります。

この大臣認定の取得は、新築においては充てん断熱材を含む建築確認申請をする前、断熱改修等においては充てん断熱材を施工する前に必要となりますのでご注意ください。

2. 認定仕様でない断熱材を充てんした場合について

認定仕様として充てん断熱材が記載されていない防耐火構造の外壁等において、1. に記載した大臣認定の取得手続きを経ることなく、充てん断熱材を施工した場合は、認定仕様への不適合となりますのでご注意ください。

<参考> 仕様に充てん断熱材の記載のない防耐火構造の大臣認定外壁の断面イメージ

